

# 東京都粒子状物質減少装置指定委員会設置要綱

平成13年7月12日  
13環車計第114号

## 第1 設置

東京都粒子状物質減少装置指定要綱（平成13年6月21日付13環車計第86号局長決定。以下「指定要綱」という。）第4第1項に規定する東京都粒子状物質減少装置指定委員会（以下「指定委員会」という。）を設置する。

## 第2 所掌事項

- 1 指定委員会は、次に掲げる事項を審査し、その結果を知事に報告する。
  - (1) 指定要綱第3第1項の規定により指定の申請があった粒子状物質減少装置又は粒子状物質減少装置の型式(以下「減少装置」という。)について、その指定に関する事項
  - (2) 知事が指定した減少装置について、指定要綱第8第1項に掲げる取消しの事由に該当すると認められる場合で、その指定の取消しに関する事項
  - (3) 指定要綱第6第1項の規定により変更の申請があった減少装置について、その指定の変更又は仕様若しくは構造の変更に関する事項
- 2 指定委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を知事に報告する。
  - (1) 指定要綱第4第4項に規定する確認試験の試験項目、方法等に関する事項
  - (2) その他知事から意見を求められた事項

## 第3 委員

- 1 指定委員会の委員は、減少装置又は排出ガス試験等について専門的知識を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 2 指定委員会は、9人以内の委員で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4 会長

- 1 指定委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、指定委員会を代表する。
- 3 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 会長は、指定要綱第4第6項の規定により知事が意見を聴く委員の1人として、あらかじめ順位を付けて指名することができる。

## 第5 指定委員会の招集等

- 1 指定委員会は、知事の求めに応じて会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、指定委員会に関係者を出席させ、意見を求めることができる。
- 3 会長は、指定要綱第3第5項の規定により申請者に対して審査に必要な資料の提出を求めるよう、知事に対して請求することができる。

## 第6 庶務

指定委員会の庶務は、環境局環境改善部自動車環境課において処理する。

## 第7 開催方法

会議は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号に係る案件を調査審議する場合を除き、公開とする。

## 第8 議事録及び会議資料

- 1 会議ごとに議事録を作成することとする。
- 2 議事録は、公開とする。ただし、条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

## 第9 委任

この要綱に定めるもののほか、指定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年7月12日から施行する。

### 附 則(平成17年6月13日)

この要綱は、平成17年7月11日から施行する。

### 附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則(平成28年9月29日)

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。